

# さいたま市における障害者ケアマネジメント・システムに関する研究

## Research on person with disabilities care management system in Saitama City

宗澤忠雄(教育学部・准教授)

Tadao Munesawa(Faculty of Education, associate professor)

### 1. 本研究の目的と課題

本研究は、さいたま市の総合相談支援システムに関わる政策形成に寄与しつつ、障害者ケアマネジメントの個別相談と障害者計画の策定・進行管理を包括するシステムのあり方を明らかにしようとするものである。平成17年度総合研究機構研究プロジェクト(A05-15)を継承・発展させるための、本年度における課題の重点は、①障害の状態像の不安定さと環境調整に関する支援課題を抽出しうるアセスメントシートの開発、②虐待の予防と支援に資するアセスメントとすること、③個別ケアマネジメント・サービス調整・社会資源開発・さいたま市の施策形成という包括的で発展的循環性をもつシステムの検討、である。

### 2. 研究の方法

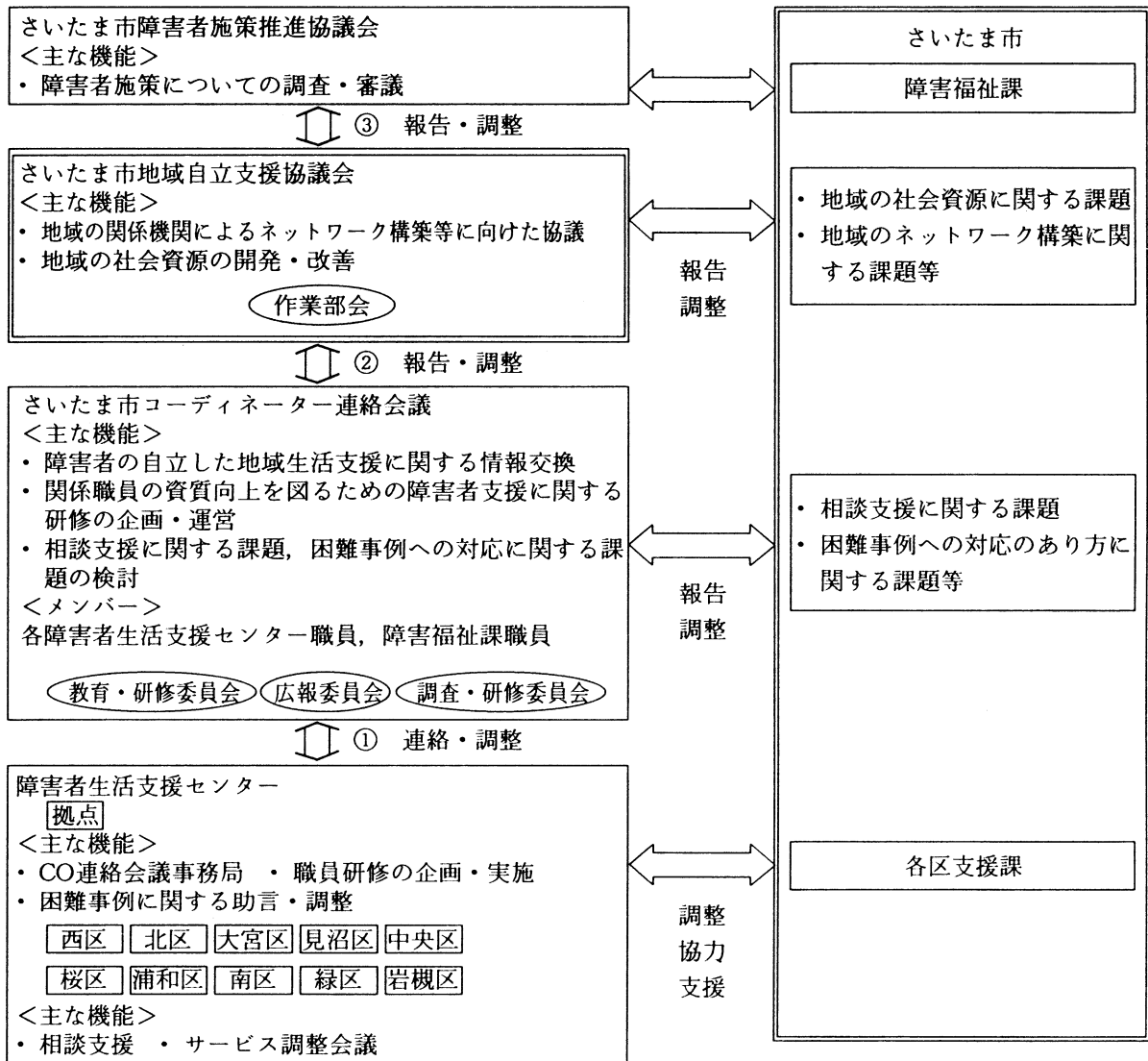
研究仮説については次の通りである。①障害の状態像に関するアセスメント項目については、障害の種類を問わない包括性を保持するために、個別障害の特質ではなく不安定性の特徴点を捕捉してはどうか。②虐待に関する支援課題の特徴は支援の緊急性にあること、成人期における虐待の現象形態は多様であることから、すべてのアセスメント項目に支援課題の緊急性を明らかにするものが有効なのではないか。③相談支援事業者、さいたま市コーディネーター連絡会議、地域自立支援協議会および施策推進協議会の四層からなるシステムの有機的関連性を創出することが有効であり、実現可能なものであろう。このうち、①と②については、斉藤なを子(生活支援センター来人)と増田一世(大宮中部生活支援センター)が40ケースの試行と検証の過程を、③については、黒澤玲子(さいたま市障害福祉課)が行政機関における実務可能性に関する検討をそれぞれ分担し、さいたま市障害者施策推進協議会ワーキンググループの吟味と検討を経て、宗澤が研究全体の統括を行なった。

### 3. 結果と考察

アセスメントについて。まず、障害の状態像の不安定さの中で、強度行動障害に関係する部分については独立項目とし、それ以外の障害種別については不安定性とその特徴を記す項目形式が妥当である。また、虐待に関しては、支援の緊急度を時間区分による4段階評価を各項目に入れることとした。さらに、すべての項目に、ニーズの充足度を判定する項目を入れる改善をすることとし、これらからなるアセスメントシートは、現在、さいたま市すべての相談支援事業者の共通ツールとして活用されるに至っている。

次に、社会資源開発にも資する包括的な相談支援システムについては、図のような構造と機能的連関のあるものが開発された。これらの諸機能のベースとなるものは、先にあげた共通アセスメントシートであり、これらが個別支援計画の策定、サービス調整、ネットワークと社会資源の開発課題等を全市的に検討する一つの土俵となる。そうして、サービス調整はコーディネーター連絡会議を中心に、ネットワークと社会資源の開発課題の検討については地域自立支援協議会において、それらのさいたま市施策への俎上と検討はさいたま市障害者施策推進協議会において、それぞれ役割の焦点が分担され、全体として個別の障害者の実情から市の施策形成がはかられていく「下意上達」のシステムを構成するものである。われわれが考案してきたこのシステムは、さいたま市オリジナルである。

図 さいたま市における総合相談支援・社会資源開発システムの構成



- ① 連絡・調整
- ・ 各区の障害者生活支援センターが相談支援を行う中での課題や，サービス調整会議での課題，困難事例への対応などをコーディネーター連絡会議で検討し，解決を図る。
  - ・ 課題を整理し，問題点および解決方法についてコーディネーター全体で共通理解する。
  - ・ さらに関係機関に対しても，各区障害者生活支援センターを通して調整を図る。
- ② 報告・調整
- ・ コーディネーター連絡会議で検討された項目のうち，相談支援体制および，地域の関係機関によるネットワーク構築に関する課題，並びに支援を行う上で必要な社会資源等の開発，改善に関する課題について，地域自立支援協議会に報告を行う。
  - ・ 地域自立支援協議会では，報告を受け改善に向けた協議を行い，専門的助言を行う。
  - ・ 具体的な相談支援の経過や困難事例等を通じた報告を行う。
  - ・ 協議された内容および助言は，コーディネーター連絡会議を通して各区の生活支援センターに報告され，関係機関等と必要な調整を図る。
- ③ 報告・調整
- ・ 自立支援協議会で協議された課題のうち，市の施策づくりに関することについて，障害者施策推進協議会に報告し協議を行う。